

平成 25 年 度

定期監査(第 1 次)結果報告書

平成 25 年 7 月 23 日

北見市監査委員

平成25年度第1次定期監査結果

1 監査の対象

監査の対象部局等については、平成25年度北見市監査計画に基づき、次のとおり定めた。

- 企画財政部 地域振興課
- 保健福祉部 保育課、保育課東保育園（現地監査）
- 商工観光部 観光振興課
- 都市建設部 公園緑地課
- 学校教育部 総務課
 西小学校(現地監査)、南小学校(現地監査)
- 企業局 水道課

2 監査の期間

平成25年4月23日(火)から平成25年7月19日(金)
(現地監査は6月3日(月)に実施)

3 監査の主眼及び方法

平成24年10月から平成25年3月までにおける財務に関する事務事業について、財務規則等に基づいた事務処理が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、収入に関する事務については収納状況等を、支出に関する事務については予算の執行状況全般のほか、工事、業務委託等に係る契約事務、物品等の管理・保管及び諸帳簿等の整備状況を主たる対象事項として実施した。

4 監査の結果

収入及び支出関係ともに、予算及び関係法令に基づき、概ね適正に執行されていることが認められたが、事務処理の一部に、次のような是正又は改善の必要がある事項を確認した。

○ 予算執行にかかる事務処理について

予算執行関係にかかる伝票及び関係書類等について、一部の部局で、起票日及び決裁区分の誤り、記載内容が不備なものなど、北見市財務規則のほか取扱規程に沿った事務処理がなされていないものがみられた。

5 意見

これまでも、何度となく指摘をしてきているが、現在に至っても、全庁的に初歩的な誤りが多く、一部に改善の効果が見られるものの、目立った効果が見られない状況にある。

毎年、「経理事務担当者会議」を開催し、改善の取り組みを実施されているが、決裁過程において、担当者の誤りが、係長、課長段階で見過ごされ、決裁が完了している事例が数多くみられた。また、最終的な砦である、会計課の審査においても、実態として同様な状況にある。

「経理事務担当者会議」を単なる説明会にとどめず、職員研修の一環として、内容を強化し、担当者だけではなく係長、課長職を含めた研修会の実施に向け検討されたい。

監査の結果に基づき講じた措置(平成25年9月5日公表)

次のとおり市長及び教育委員会から、平成25年度定期監査(第1次)結果に基づき措置の通知がありました。

平成25年度定期監査(第1次)結果の内容	市長及び教育委員会が講じた措置
<p>○予算執行にかかる事務処理について</p> <p>予算執行関係にかかる伝票及び関係書類等について、一部の部局で、起票日及び決裁区分の誤り、記載内容が不備なものなど、北見市財務規則のほか取扱規程に沿った事務処理がなされていないものがみられた。</p>	<p>【市長】</p> <p>平成25年8月5日開催の定例部長会議において、定期監査結果について報告し、適正な事務処理を行うよう周知を図った。</p> <p>今後についても、関係課と連携のうえ経理事務担当者研修会等を通じ、事務の徹底を図ることとする。</p> <p>【教育委員会】</p> <p>起票日及び決裁区分の誤り、記載内容の不備については、直ちに修正を行った。</p> <p>今後は、北見市財務規則ほか関係規程に則り、適正な事務処理を心がけ、事務に遺漏のないよう努めていく。</p>